



山形県公報

平成16年1月30日(金)

号 外(5)

目 次

規 則

山形県立大学条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則..... (健康福祉企画課) ... 1
 山形県立大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則... (同) ...同
 山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則..... (出 納 局) ...同

規 則

山形県立大学条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第4号

山形県立大学条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山形県立大学条例の一部を改正する条例(平成15年12月県条例第55号)の施行期日は、平成16年4月1日とする。

山形県立大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第5号

山形県立大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山形県立大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例(平成15年12月県条例第56号)の施行期日は、平成16年4月1日とする。ただし、同条例中附則第2項から第5項までの規定の施行期日は、平成16年2月2日とする。

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年1月30日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第6号

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)の一部を次のように改正する。

附則第5条を次のように改める。

(平成15年度における山形県立保健医療大学の大学院の入学考査料に係る特例)

第5条 山形県立大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例(平成15年12月県条例第56号)附則第4項に規定する入学考査料は、別表第1の規定にかかわらず、条例第2条に規定する規則で定める使用料及び手数料でないものとする。

附 則

この規則は、平成16年2月2日から施行する。

平成16年1月30日印刷
平成16年1月30日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056